

浜岡原子力発電所 保安規定の変更認可申請について

平成 16 年 9 月 29 日

本日(平成16年9月29日)、原子炉等規制法(1)に基づき、国に保安規定(2)の変更認可申請を行いました。今後、国による審査を受けてまいります。

< 申請の概要 >

5号機の原子炉熱出力35%に相当するタービン入口蒸気第1段圧力(3)の数値を、以下のとおり変更します。

変更前	変更後
約1.58MPa[gage]	約1.44MPa[gage]

MPa[gage]とは大気圧を基準とした圧力の単位

< 申請の理由 >

試験運転結果の反映

- 1 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」をいいます。
- 2 原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。
- 3 原子炉で発生した蒸気はタービン(多段式の羽根車)に送られますが、タービンに入った直後(第1段)の蒸気の圧力を「タービン入口蒸気第1段圧力」といいます。
タービンの入口に設けてある主要弁が急速に閉じた場合等に、原子炉熱出力が35%以上では原子炉を自動停止させます。この原子炉熱出力はタービン入口蒸気第1段圧力にて監視しており、保安規定には「タービン入口蒸気第1段圧力が、約1.58MPa[gage](原子炉熱出力の35%相当)以上で運転している時。」と記載しています。

以上